◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.305 2022.10.19 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■フリマサービス 受取評価は商品をよく確認してから

<事例 1>

フリマサービスのアプリでブランドもののネックレスを購入した。商品が届いたが、状態をよく確認せずに受取評価をしたため、その後偽物だと分かった。アプリの規約には「評価後の苦情などについては当事者間で話し合うように」と書かれていた。(60 歳代 女性) <事例 2>

フリマサービスのアプリで中古のプロジェクターを購入した。電源が入らなかったので出品者に連絡したが、評価したことを理由に対応してくれない。フリマサービス運営事業者に苦情を伝えると「受取評価をしたらお金は戻らない」と言われた。(60歳代 男性)

くひとこと助言>

- ☆ フリマサービスでの取引は、売主と買主との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間での解決を求められることを理解しましょう。
- ☆ フリマサービスでは、買主が商品を受け取り、出品者を「評価」すると出品者に代金が 支払われます。評価してサービス上の取引が完了してしまうと、トラブルが起きても、 フリマサービス運営事業者の補償サービスやサポートを受けられないことがあります。 商品が届いたら、状態をよく確認してから評価しましょう。
- ☆ 利用する際は、規約や初心者ガイドなどで、取引ルールやトラブル発生時の対応(補償サービスやサポートなど)をしっかり確認することが大切です。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!

★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

~「ながら見守り」にご協力ください~

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースに あわせた見守り活動を始めてみませんか?

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、 不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。 お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

- ◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30
 - 相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00
- 相談電話: 097-534-0999
- ◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)
 - 受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30
 - 相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)

くり 見守り 新鮮情報

フリマサービス 受取評価は

商品をよく確認してから

事例1

フリマサービスのアプリでブランドもののネック

レスを購入した。商品が届いたが、状態をよく確認 せずに 受取評価をしたため、その後偽物

だと分かった。アプリの規約には「評価後の苦情などについては当事者間で話し合うように」と書かれていた。
(60歳代 女性)

「評価」は商品をよく確認してから!



事例2 フリマサービスのアプリで

中古のプロジェクターを購入した。

電源が入らなかったので出品者に連絡したが、評価したことを理由に対応してくれない。フリマサービス運営事業者に苦情を伝えると「受取評価をしたらお金は戻らない」と言われた。

(60歳代 男性)



本文イラスト:黒崎 玄

- ●フリマサービスでの取引は、売主と買主との個人間の取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間での解決を求められることを理解しましょう。
- ●フリマサービスでは、買主が商品を受け取り、出品者を「評価」すると 出品者に代金が支払われます。評価してサービス上の取引が完了して しまうと、トラブルが起きても、フリマサービス運営事業者の補償サー ビスやサポートを受けられないことがあります。商品が届いたら、状態 をよく確認してから評価しましょう。
- ●利用する際は、規約や初心者ガイドなどで、取引ルールやトラブル 発生時の対応(補償サービスやサポートなど)をしっかり確認する ことが大切です。